

米国地方裁判所
メリーランド地区
北部地域

-----X

IN RE ROYAL AHOLD SECURITIES
AND "ERISA" LITIGATION

(ROYAL AHOLD 証券
および ERISA 訴訟の件)

03-MD-01539-CCB

すべての証券訴訟に関連

-----X

正味和解基金の集団訴訟団員間の割当案

1. 十一億ドル (\$1,100,000,000) の現金和解金額およびそれに対して受け取る金利を総和解基金とする。Ahold は、現金和解金額を二回の分割払いで支払う。すなわち、和解金額の三分の二 (\$733,333,333) を米国メリーランド地区地方裁判所が事前申請を認めた日付から三営業日間以内にエスクロウへ入金し、また裁判所の和解の最終承認後六カ月以内に残り三分の一 (\$366,666,667) をエスクロウへ入金する。総和解基金の一部として預金された金額が受け取る金利はすべて総和解基金のものとなりその一部にとどまる。

2. 総和解基金からすべての税金、本和解の執行の経費を含め、承認された費用および経費を差し引いたもの (「正味和解基金」) が、時宜かつ有効かつ受諾可能な請求証明書式を提出する集団訴訟の団員 (「授權請求者」) へ分配されるものとする。

3. 正味和解基金の九十パーセント (90%) (基金 A) は、授權請求者が集団期間中に購入または配当として受け取り、2003 年 2 月 23 日 (集団期間の最後の日) まで持ち続けた Royal Ahold 普通株式および / または ADR の持株に基づき、授權請求者が負った損益の請求を支払うために使用可能である。

4. 正味和解基金の十パーセント (10%) (基金 B) は、授權請求者が集団期間中に購入または配当として受け取り、2003 年 2 月 23 日 (集団期間の最後の日) より

前に損益で売却した Royal Ahold 普通株式および / または ADR の株式に基づき、授権請求者が負った損益の請求を支払うために使用可能である。

5. 本文中に記される通り、請求管理人が、それぞれの授権請求者の「認定請求」に基づき、それぞれの授権請求者の正味和解基金の基金 A および / または基金 B の按分支払いを決定するものとする。認定請求の方式は、集団訴訟団員が裁判後に回収可能であるかもしれない金額の推定を意図するものではなく、本割当案に従って授権請求者に支払われる金額の推定でもない。認定請求の方式は正味和解基金を比例配分で授権請求者に割り当てる際の基準である。本割当案に従って正味和解基金の基金 A および / または基金 B から授権請求者に払われるすべての支払いは、米国ドル (\$) 建てである。本割当案に基づくすべての目的について、為替レートは 2003 年 2 月 21 日 (集団期間の最後の取引日) に有効であった \$1.00 米国ドル = €0.9271 が使用されるものとする。

集団期間中に購入され 2003 年 2 月 23 日付で保有されていた Ahold 普通株式および / または ADR の株式の認定請求の計算 (基金 A に含まれる株式)

6. 授権請求者が集団期間中に購入または配当として受け取った Royal Ahold 普通株式 1 株について、授権請求者が 2003 年 2 月 23 日 (集団期間の最後の日) 付で持ち続け、2003 年 5 月 25 日以前に売却しなかった場合、その認定請求は、正数であれば、コミッションおよび他の料金を含む前記の普通株式の購入価格 (配当の場合、前記の配当が公表された日の終値) 差し引き Ahold 普通株式 1 株当り €3.97 (集団期間の終了後 90 日間の Ahold 普通株式の平均取引価格) の差額に等しくなるものとする。注記：集団期間中に購入し 2003 年 2 月 23 日付で保有していた Ahold 普通株式による損益を請求者が負っていない場合、その請求者は前記の普通株式について認定請求がないものとする。

7. 授権請求者が集団期間中に購入または配当として受け取った Royal Ahold ADR 1 株について、授権請求者が 2003 年 2 月 23 日 (集団期間の最後の日) 付で持ち続け、2003 年 5 月 25 日以前に売却しなかった場合、その認定請求は、正数であれば、コミッションおよび他の料金を含む前記の ADR の購入価格 (配当の場合、前記の配当が公表された日の終値) 差し引き Ahold ADR 1 株当り \$4.44 (集団期間の終了後 90 日間の Ahold 普通株式の平均取引価格) の差額に等しくなるものとする。注記：集団期間中に

購入し 2003 年 2 月 23 日付で保有していた Ahold ADR による損益を請求者が負っていない場合、その請求者は前記の ADR について認定請求がないものとする。

8. 授権請求者が集団期間中に購入または配当として受け取った Royal Ahold 普通株式および / または ADR 1 株について、授権請求者が 2003 年 2 月 24 日から 2003 年 5 月 25 日までの期間 (集団期間の終了後 90 日間) 中に損益で売却した場合、その認定請求は、正数であれば、コミッションおよび他の料金を含む前記の普通株式および / または ADR の購入価格 (配当の場合、前記の配当が公表された日の終値) 差し引き、2003 年 2 月 24 日から 2003 年 5 月 25 日までの期間中の前記の普通株式および / または ADR の売却価格の差額に等しくなるものとする。注記： 集団期間中に購入し、2003 年 2 月 24 日から 2003 年 5 月 25 日までの期間中に売却した Ahold 普通株式および / または ADR による損益を請求者が負っていない場合、その請求者は前記の普通株式および / または ADR について認定請求がないものとする。

集団期間中に購入され集団期間中に売却された Ahold 普通株式および / または ADR の株式の認定請求の計算 (基金 B に含まれる株式)

9. 授権請求者が集団期間中に購入または配当として受け取った Royal Ahold 普通株式および / または ADR 1 株について、授権請求者が 2003 年 2 月 23 日 (集団期間の最後の日) より以前に損益で売却した場合、その認定請求は、正数であれば、コミッションおよび他の料金を含む前記の普通株式および / または ADR の購入価格 (配当の場合、前記の配当が公表された日の終値) 差し引き集団期間中の公開市場での前記の普通株式および / または ADR の売却価格の差額に等しくなるものとする。注記： 集団期間中に購入し、2003 年 2 月 23 日より以前に売却した Ahold 普通株式および / または ADR による損益を請求者が負っていない場合、その請求者は前記の普通株式および / または ADR について認定請求がないものとする。

追加認定請求についての指針

10. 集団訴訟団員が二回以上 Royal Ahold 普通株式および / または ADR を購入または売却している場合、すべての売買が先入先出 (「FIFO」) に基づいて適合されることになる。集団期間中の売りは、まず任意の Royal Ahold 普通株式および / また

は ADR に対してそれぞれ、集団期間の初めに持っていたもの、次に集団期間中に買ったものが年代順に適合される。Royal Ahold 普通株式および / または ADR の売買は、「決済」または「支払い」の日付ではなく、「契約」または「取引」の日付に発生したものと見なされる。集団期間中の贈与による受取または譲渡、遺贈、または法の適用による Royal Ahold 普通株式および / または ADR は、授権請求者の認定請求の計算については、Royal Ahold 普通株式および / または ADR の売買とはみなされないものとする。また、贈与または譲渡の法律文書に特記がない限り、前記の ADR の購入に関連する任意の請求の譲渡ともみなされないものとする。集団期間中に Royal Ahold 普通株式および / または ADR を他の会社または実体の証券と交換で受け取った場合、Royal Ahold 普通株式および / または ADR の売買とはみなされないものとする。Ahold 普通株式および / または ADR を配当として受け取った場合、前記の配当が公表された日の終値における購入として扱われる。

11. (i) 授権請求者が集団期間中に購入または配当として受け取り、2003 年 2 月 23 日 (集団期間の最後の日) 付で持ち続けていた Royal Ahold 普通株式および / または ADR (基金 A)、または (ii) 授権請求者が集団期間中に購入または配当として受け取り、2003 年 2 月 23 日 (集団期間の最後の日) より以前に損益で売却した Royal Ahold 普通株式および / または ADR の株式 (基金 B) のいずれかにおいて、請求者が合計取引から利益を得たものについては、前記の基金に該当する認定請求の価額はゼロになる。

12. 基金 A の各授権請求者は、基金 A 中のすべての授権請求者の認定請求合計と比較した認定請求に基づいて、基金 A の *比例配分* を割り当てられるものとする。*比例配分* は、それぞれの授権請求者の「認定請求」を、分子が基金 A の金額、分母が基金 A 中のすべての授権請求者の認定請求の合計である分数で乗算することにより決定されるものとする。受諾可能な請求証明書式を提出しない集団訴訟団員は和解収益の割り当てを受けない。受諾可能な請求証明書式を提出しない集団訴訟団員は、それにもかかわらず、和解および裁判所の命令および最終判決により拘束され、本訴訟を却下することになる。

13. 基金 B の各授権請求者は、基金 B 中のすべての授権請求者の認定請求合計と比較した認定請求に基づいて、基金 B の *比例配分* を割り当てられるものとする。

比例配分は、それぞれの授権請求者の「認定請求」を、分子が基金 B の金額、分母が基金 B 中のすべての授権請求者の認定請求の合計である分数で乗算することにより決定されるものとする。受諾可能な請求証明書式を提出しない集団訴訟団員は和解収益の割り当てを受けない。受諾可能な請求証明書式を提出しない集団訴訟団員は、それにもかかわらず、和解および裁判所の命令および最終判決により拘束され、本訴訟を却下することになる。

14. 授権請求者が Ahold 普通株式および / または Ahold ADR を 2001 年 9 月 6 日頃の 80,500,000 株の Ahold 普通株式および ADR の売入 (「2001 年 9 月世界売入」) で購入した場合、前記の授権請求者の基金 A および / または基金 B における前記の株式についての認定請求は 30% の上向き調整がなされるものとする (認定請求の金額 \times 1.3)。

15. 授権請求者への支払いは、すべての請求が処理され、裁判所が最終的に和解を承認した後に行われる。小切手を換金していないなどの理由で、基金 A または基金 B に資金が残った場合、授権請求者がその支払いを換金するように請求管理人が妥当かつ精励な努力を行った後、基金 A または基金 B の初回の支払いから一 (1) 年後に基金 A または基金 B に残った残高は、初回の支払いを換金した授権請求者で、認定請求に基づき再分配した場合の比例配分で、基金 A または基金 B の再分配管理から生じる任意の未払い費用または手数料を支払った後、少なくとも \$10.00 受け取るようになる者に再分配されるものとする。前記の再分配の六 (6) カ月後に基金 A または基金 B に資金が残っている場合、その残高は原告側筆頭弁護士が指定して裁判所が承認する非宗教・非営利の 501 (c) (3) 組織に寄付されるものとする。

16. 原告、被告、それぞれの弁護士、およびその他のすべての関連当事者等は、和解基金、正味和解基金またはその任意部分の投資または配布、割当案または判定、管理、計算、または任意の請求証明の支払いまたは請求管理人の不履行、和解基金が支払わなければならない税金の支払いまたは徴収、またはそれに関連して生じた任意の損益について、一切の責任および債務がないものとする。